

かごしまエコファンド認証運営委員会設置要領

(目的)

第1条 鹿児島県は、かごしまエコファンド制度の運営にあたり、透明性・信頼性を図るため、「かごしまエコファンド認証運営委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) クレジットプロジェクトの審査
- (2) かごしまエコファンドのクレジットに関する事項の審査
- (3) 寄付プロジェクトの審査
- (4) かごしまエコファンドの運営及び管理方法に関する事項の検討
- (5) その他かごしまエコファンド制度の運営に関する審査

(構成及び委員の委嘱)

第3条 委員会は5名以内の委員をもって構成する。

2 委員会の委員は鹿児島県が委嘱する。

(運営)

第4条 委員会には、委員長、副委員長をそれぞれ1名置く。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、委員長の職務を代理する。

4 委員会は、委員長が出席し、かつ、3分の2以上の委員の出席をもって行われる。

なお、委員長への委任状の提出のあった欠席委員については、出席とみなす。

5 委員会に、特別の事項を審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

6 委員会における決定は、原則として、コンセンサス方式で行われる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年間とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任をさまたげない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、鹿児島県に置く。

(その他)

第7条 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(免責事項)

第8条 委員会、委員個人及び事務局は、委員会による審議の結果生ずるいかなる問題についても一切の責任を負わない。

附 則

この要領は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。